

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成16年11月11日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

京都駅ビル開発株式会社 代表取締役 白川 俊一
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 614 番地新京都センタービル 8F

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブ
京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付 図面記載のとおり 収容台数 1,044 台	位 置 届出書の添付 図面記載のとおり 収容台数 1,044 台 * 東駐輪場を新たに設置 するため

(添付図面省略)

(3) 変更する年月日

平成18年11月1日

3 届出年月日

平成16年10月29日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年11月11日（木）から平成17年3月11日（金）まで（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までを除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 17 年 3 月 11 日（金）

（産業観光局商工部商業振興課）